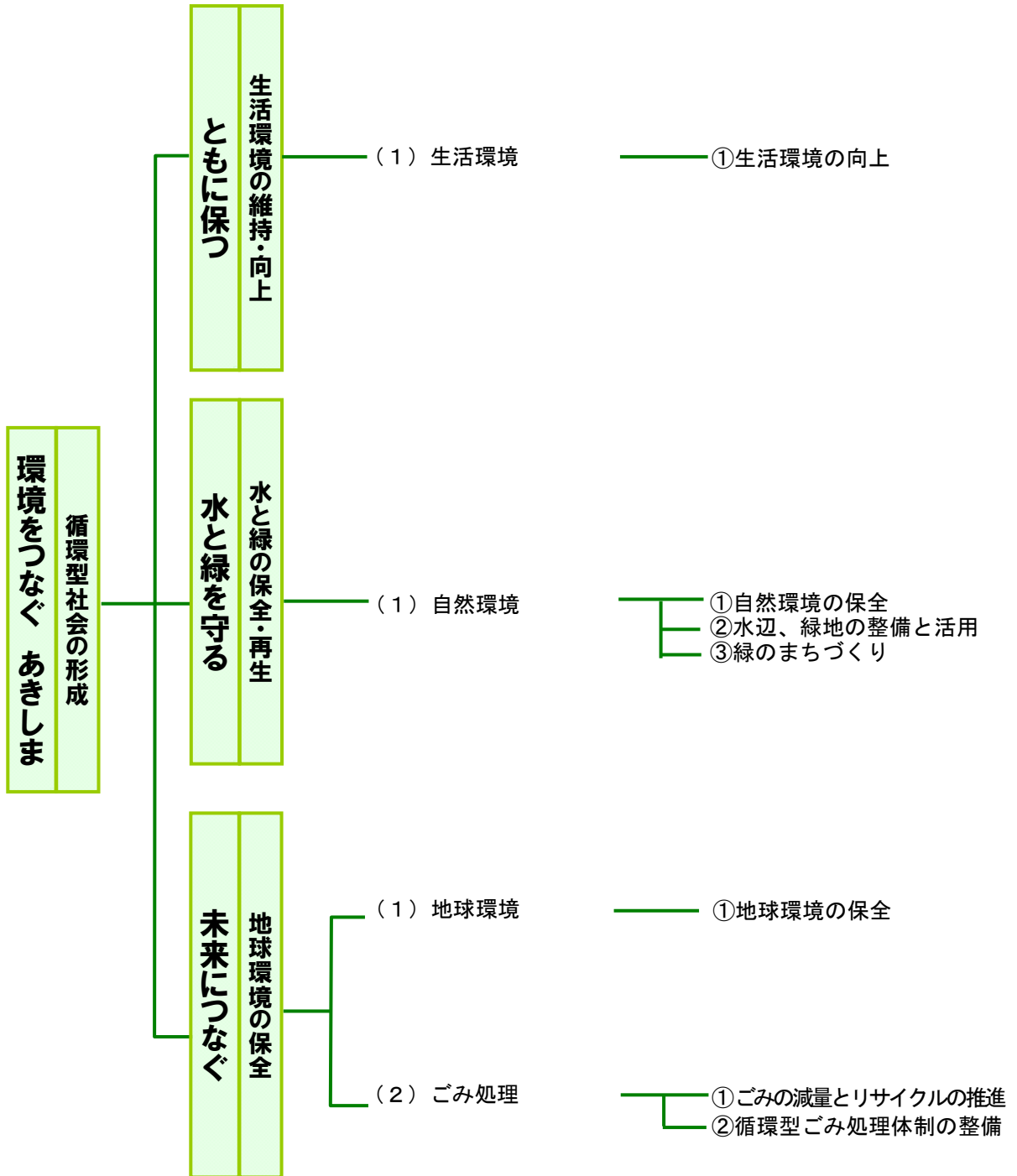


第 4 章

環境をつなぐ あきしま（循環型社会の形成）



# 1 とともに保つ（生活環境の維持・向上）

## （1）生活環境

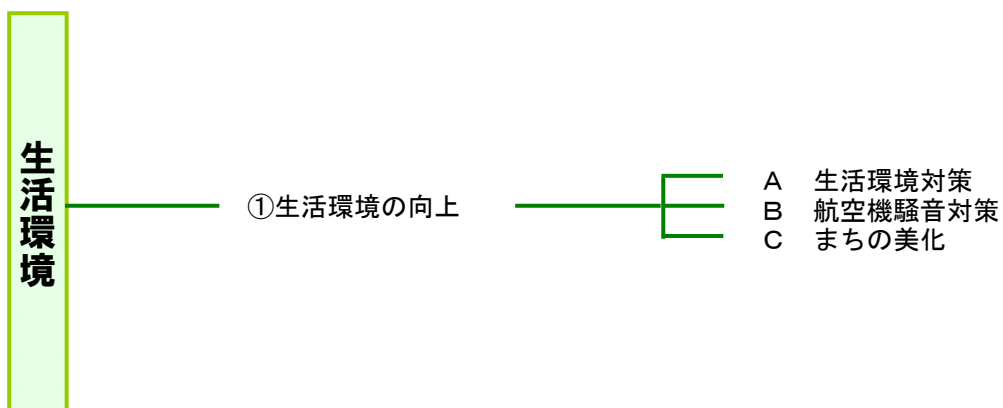
### 【施策の目指す姿】

良好な生活環境のもと、市民が安全・安心にいきいきと暮らしています。

### 【現状と課題】

- ・身近な地域生活環境の維持・向上のため、まちぐるみによる美化活動や、大気測定調査、交通騒音測定、河川などの水質調査や工場などへの立ち入り調査などを実施しています。
- ・ごみの不法投棄やたばこの吸殻のポイ捨て、犬・猫のフンなどの問題は、市民の関心も高く、多くの自治体共通の課題となっています。
- ・航空機騒音は、本市特有の問題として、住宅防音工事の対象区域や補助対象施設の拡大、補助額の拡充を関係機関に要請し、生活環境の向上に取り組んでいます。
- ・市民、団体、事業者、行政のパートナーシップにより、良好な生活環境の維持と、更なる向上に努め、これらを次世代に引き継ぐとともに、市民が、安全・安心にいきいきと生活できるよう取り組むことが求められています。



### 【施策の体系】



## 【基本施策】

| 施策名      | 主な取組の内容   |
|----------|---|
| ①生活環境の向上 | <p><b>A 生活環境対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の現状を把握するため、大気測定調査、河川などの水質調査、交通量・交通騒音調査などを定期的実施するとともに、環境汚染源と思われる工場などには立ち入り調査を実施するなど、継続して市民の生活環境を注視し、必要に応じ、適切な指導を実施します。</li> </ul> <p><b>B 航空機騒音対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機騒音の測定、監視、調査体制の確保に努め、基地周辺自治体と緊密な連携をはかり、航空機騒音の軽減や住宅防音工事の対象区域の拡大、民生安定対策の充実について、引き続き関係機関に要請していきます。</li> <li>平成 25 年（2013 年）度から騒音の評価指標が昼夜等の時間帯によって評価の重みが異なる時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されるため、関係機関と連携をはかりながら適切に対応します。</li> </ul> <p><b>C まちの美化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちの清掃や美化運動など、市民の主体的な活動をサポートしていくとともに、市民、団体、事業者、行政が一体となって、「ごみを捨てない人づくり」「ごみを捨てにくいまちづくり」に努めます。</li> <li>美しいまちをめざすため、空地などの適切な管理について土地所有者などに協力を求めるとともに、道路、公園、水路など公共施設については、市民や団体、事業者と協力しながら計画的に清掃を行います。</li> <li>犬や猫の飼い主に対する飼育マナーに関する啓発を行い、心ない飼い主によるフン公害や無責任な餌やりをなくすよう努めます。</li> </ul> |

## 【政策指標】

| 指標名                       | 現状値  | 目標値（H27）   | 目標値（H32）                           |
|---------------------------|--|--|------------------------------------|
| 公害苦情相談受付件数                | 116 件 ※1                                   |  | 100 件                              |
| 公共用水域、大気、交通騒音における環境基準の達成度 | 公共用水域 93.3%<br>大 気 100%<br>騒 音 87.5%<br>※2 |  | 公共用水域 100%<br>大 気 100%<br>騒 音 100% |
| 市内クリーン運動に参加した市民の数         | 2,901 人 ※3                                 | 3,800 人  | 5,000 人                            |

※1 事務報告書（平成 20 年度）による。

※2 公共用水域（1 箇所）、大気（1 箇所）、交通騒音（8 箇所）について、市で計測した調査項目×日数を分母とした達成度。環境課（平成 21 年）による。

※3 環境課（平成 21 年度）による。

## 2 水と緑を守る（水と緑の保全・再生）

### （1）自然環境

#### 【施策の目指す姿】

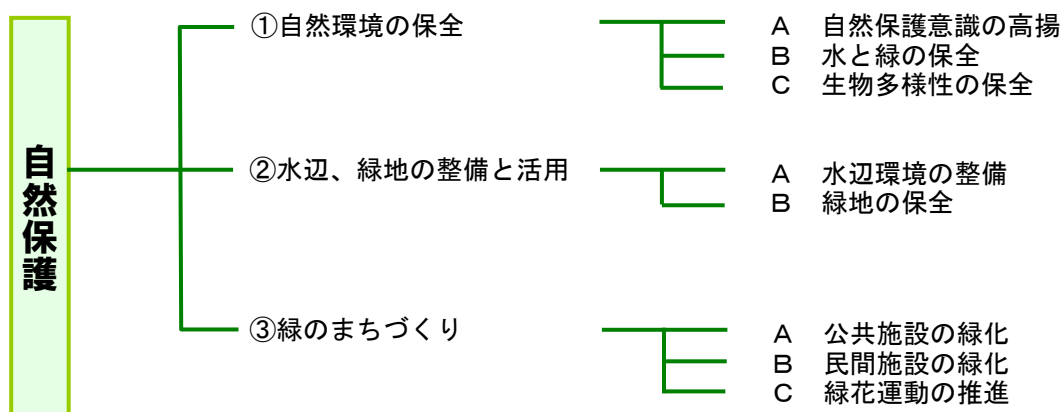
市民、団体、事業者、行政の協働により、緑が保全されるとともに、まちの中に緑や花が広がり、さわやかなまちづくりが進んでいます。

また、用水路沿いなどには良好な水辺景観が形成され、市民の憩いの場となっています。

#### 【現状と課題】

- ・「水と緑の基本計画」を策定し、昭島が誇れる水と緑の保全・再生に努めています。
- ・「水辺の楽校」事業や「奥多摩・昭島市民の森」事業、環境パンフレットの作成などを通じて、自然保護意識の普及・啓発を図り、自然を大切にする心を市民とともに育てています。
- ・恵まれた清流や湧水地など、うるおいのある水辺の環境や、市内に残された貴重な樹林地や緑地については、市民の協力を得ながらその保全に努めています。
- ・自然の恵みを持続して享受するためには、健全で豊かな生態系と生物多様性が維持されることが必要です。恵み豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会の実現が求められています。
- ・多摩川の河川敷や緑地は、市民の憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間として、その活用をはかっています。
- ・学校などの公共施設については、緑化を推進するとともに、民間施設にも緑化推進の働きかけを行っており、今後も地域ぐるみで緑化に取り組むことが求められています。

#### 【施策の体系】



## 【基本施策】

| 施策名          | 主な取組の内容   |
|--------------|---|
| ①自然環境の保全     | <p><b>A 自然保護意識の普及、啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島に残された貴重な自然を保護するため、自然保護意識の普及、啓発に努めます。</li> <li>・自然保護などで活動する市民団体などへの支援に努めるとともに連携をはかります。</li> </ul> <p><b>B 水と緑の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用水路などの水辺の環境や、多摩川の河川敷、玉川上水の緑を保全し、野鳥や水生生物など、様々な生き物が生息できるよう努めます。</li> <li>・残された湧き水の重要性を啓発するとともに、所有者などの協力を得て、その保全に努めます。</li> <li>・樹林、樹木、生け垣などの緑については、市民と一体となってその保全に努めるとともに、保存樹林、保存樹木の指定を推進します。</li> <li>・東京都に対し緑地保全地域の指定拡大及び公有化をはかるよう要請するとともに、貴重な樹林地については、緑化推進基金の活用などにより公有化をはかります。</li> <li>・地下水涵養と森林体験を目的に、引き続き「奥多摩・昭島市民の森」事業の推進をはかるとともに、雨水の循環利用の促進に努めます。</li> </ul> <p><b>C 生物多様性の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球が育んできた生物多様性の恵みを持続的に享受し次世代に引き継ぐため、身近な体験などを通じて、将来を担う子どもたちをはじめ、すべての市民が生物多様性に対する理解を深めるように努めます。</li> </ul> |
| ②水辺、緑地の整備と活用 | <p><b>A 水辺環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川や玉川上水は水の流れを軸に豊かな緑が形成されていることから、水と緑のネットワーク形成を先導する主軸と位置づけ、関係機関と連携し、その整備と保全に努めます。</li> <li>・用水路の適正な維持管理を推進し、市民に親しまれる水辺環境の整備をはかります。</li> <li>・今後進められるまちづくり事業などにおいて、新たな水辺景観の整備を検討します。</li> </ul> <p><b>B 緑地の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川の河川敷や緑地は、市民の憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間として、引き続きその活用をはかります。</li> <li>・多摩川沿いの崖線に連続する樹林地などの保全に努め、市民の協力を得ながらその維持をはかります。</li> </ul>   |

### ③緑のまちづくり

#### A 公共施設の緑化

- ・学校などの公共施設は緑化推進のモデルとして位置づけ、市街地における緑のシンボルとして緑化に努めます。また、駅前広場については、人々がふれあい憩う、目に見える緑の空間として、その整備と活用を図ります。



#### B 民間施設の緑化

- ・緑と調和した良好な街並みが形成されるよう生け垣やベランダの緑化など、道路に面した敷地際の緑化を促進するとともに、建物の緑化などについて引き続き働きかけます。

#### C 緑花運動の推進

- ・緑化推進のために、緑化推進協力員や緑のボランティアの活力をいかし、市民参加による緑化を進めます。
- ・花の応援事業や街角ふれあい花壇事業の実施により、地域ぐるみ、市民ぐるみで緑と花のまちづくりを進めます。

### 【政策指標】

| 指標名                       | 現状値        | 目標値 (H27)  | 目標値 (H32) |
|---------------------------|------------|--|-----------|
| 市域のみどり率                   | 44.32% ※1  | 45%  | 45%       |
| 保存樹木の数                    | 117本 ※2    | 125本   | 150本      |
| 水辺景観整備延長(下の川、水辺の散歩道、福島景観) | 1,608m ※3  |  | 3,000m    |
| 一般家庭・民間事業所に対する雨水浸透施設助成数   | 232基 ※4    |  | 600基      |
| 公有化等崖線緑地面積                | 10,457㎡ ※2 |  | 15,000㎡   |

※1 環境課（平成15年）による。

※2 環境課（平成21年）による。

※3 建設課（平成20年度）による。

※4 下水道課（平成20年度）による。

### 3 未来につなぐ（地球環境の保全）

#### （1）地球環境

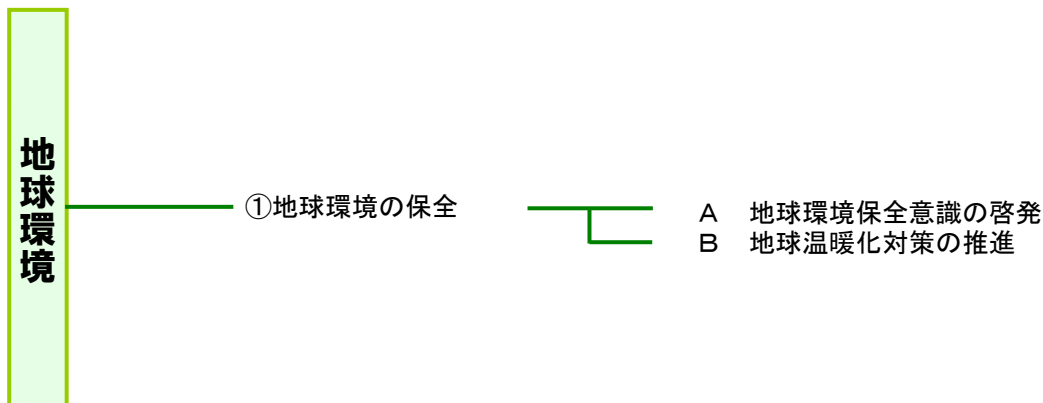
##### 【施策の目指す姿】

地球環境に配慮したやさしいまちづくりが進められています。

##### 【現状と課題】

- ・昭島市環境基本計画に基づき、環境保全の啓発事業や環境学習の推進、地球温暖化対策のための施策に取り組んでいます。
- ・環境緑花フェスティバル、環境パネル展などの開催や「昭島市の環境」の発行により、良好な環境を次代に引き継ぐことの大切さを伝え、市民の地球環境保全に対する意識の啓発に取り組んでいます。
- ・昭島市では、率先して「エコ通勤」や「エコドライブ」などを実施し、公共施設での雨水の再利用や太陽光発電の導入に努め、省資源・省エネルギーの推進に取り組んでいます。
- ・環境の大切さを子どもの頃から学んでもらうため、学校ではキッズISOなどにも取り組んでいます。
- ・太陽光発電などの新エネルギーの導入促進や「省エネ家計簿」等の施策により、家庭での地球温暖化対策を推進しています。
- ・今後も、地球環境を保全していくために温室効果ガス削減などの施策を総合的に推進し、良好な地球環境を次代に引き継いでいくことが求められています。

##### 【施策の体系】



## 【基本施策】

| 施策名      | 主な取組の内容  |
|----------|--|
| ①地球環境の保全 | <p><b>A 地球環境保全意識の啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「昭島市の環境」の発行やイベントなどの開催をとおして意識啓発に努めるとともに、事業者と協力し、ISO14001 など環境管理システムの普及に努めます。</li> <li>・自らの生活と地球環境との関わりについて、子どもの頃から理解と認識を深める環境学習を進めるとともに、地域を知り、地域への関心を高める機会をつくるように努めます。</li> <li>・市民が自ら取り組む環境活動を支援し、市民との連携により、地球にやさしい活動を地域から発信し、推進していきます。</li> </ul> <p><b>B 地球温暖化対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定されている環境基本計画の改定に際し、地域における地球温暖化対策を新たに盛り込み、その計画的な推進に努めます。</li> <li>・省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・啓発に努め、地域における環境保全の取組みを幅広く支援し、市民との連携のもと、暮らしと環境の調和をはかります。</li> <li>・引き続き「エコ通勤」や「エコドライブ」の推進、市庁用車への低公害車の導入に努めるとともに、市民、団体、事業者、行政が連携し、地球環境に負荷を与えない取組みを推進します。</li> <li>・昭島市の公共施設においては、太陽光発電などの新エネルギーの導入や雨水の循環利用などを進める一方、“エネルギーの地産地消”を理想に、民間事業所や一般家庭への新エネルギーなどの普及促進に努めます。</li> <li>・温室効果ガス吸収源としての「奥多摩・昭島市民の森」事業を継続します。</li> </ul> |

## 【政策指標】

| 指標名                              | 現状値                                 | 目標値 (H27)   | 目標値 (H32)   |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|---|
| 昭島市の公共施設が排出する温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算） | 11,377,605 kg-CO <sub>2</sub><br>※1 |  |  |
| 市施設における太陽光発電施設的能力                | 10 kwh ※2                           |  | 150 kwh   |

※1 環境課（平成20年度）による。

※2 環境課（平成21年度）による。



## (2) ごみ処理

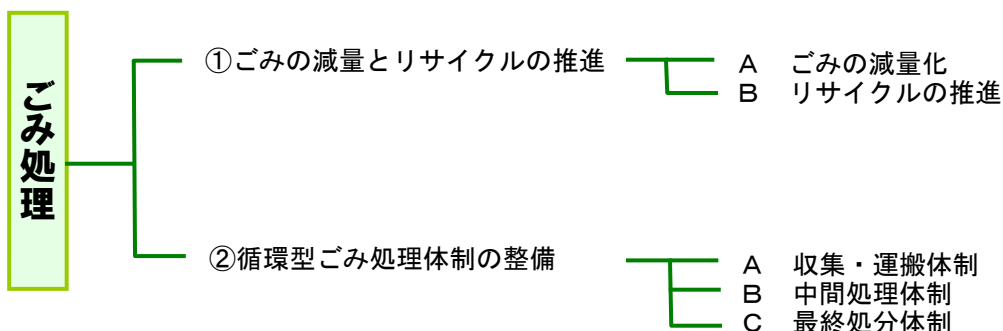
### 【施策の目指す姿】

ごみ処理に対する市民の意識が高まり、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を十分に認識し、相互の連携と協働により、ごみの減量とリサイクルが推進されています。

### 【現状と課題】

- ・市民や団体、事業者の協力により、ごみの排出量は減少傾向を示していますが、市民一人当たりのごみ排出量を多摩地域の市町村で比較すると、家庭系ごみはほぼ平均値であり、事業系ごみは平均値を上回っています。
- ・家庭ごみの有料化や戸別収集の実施（集合住宅を除く。）により分別の徹底が図られるとともに、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の稼動により総資源化率は大幅に向上しました。
- ・資源循環型のまちづくりを進めるため、今後ともゴミの減量化への取り組みや、さらなる資源化の推進が必要となっています。
- ・ごみの収集運搬や処理にともなう環境負荷をできる限り低減し、効率的で効果的なごみ処理体制の確保に努めていく必要があります。
- ・環境コミュニケーションセンターの整備により、不燃ごみやプラスチックなどの適正かつ効率的なリサイクルを推進するとともに、ここを拠点として、市民、団体、事業者、行政のネットワークを構築し、相互の連携と協働により3R（スリーアール）を推進し、資源循環型のまちづくりを進める必要があります。
- ・可燃ごみの中間処理施設となる清掃センターについては、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時に基幹的設備を更新することにより、施設の延命化と財政支出の節減をはかるとともに、延命化後の施設の将来展望についても検討を進める必要があります。

### 【施策の体系】






## 【基本施策】

| 施策名                    | 主な取組の内容   |
|------------------------|---|
| <p>①ごみの減量とリサイクルの推進</p> | <p><b>A ごみの減量化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみの排出量については、多摩地域の自治体のほぼ平均の値となっていますが、今後とも多摩地域の上位を目指し、家庭系ごみの減量化をより一層進めていきます。</li> <li>・事業系ごみの排出量については、多摩地域の自治体の平均を4割ほど上回っています。市内の産業形態にも影響を受けてはいますが、事業者の計画的な減量を促進し、事業系ごみのより一層の排出抑制に努めます。</li> <li>・環境コミュニケーションセンターなどを拠点に市民、団体、事業者、行政のネットワークを構築し、相互に連携、協力して情報提供や環境学習を進め、ごみ減量意識の高揚に努めます。</li> <li>・コンポストや電動式生ごみ処理機の補助制度により生ごみの減量化を進めるとともに、事業者に対しても包装の簡素化、店頭回収の推進、再生品の販売などの協力を求めています。また、廃棄物減量等推進員制度の活用により、ごみ減量施策の一層の推進をはかります。</li> </ul> <p><b>B リサイクルの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境コミュニケーションセンターの活用により、適正かつ効率的なリサイクルの推進に努めます。</li> <li>・市民との連携により分別の徹底を図るとともに、技術的、財政的に可能な範囲でさらなる資源化施策の研究・検討に努めます。</li> <li>・事業系ごみの分別の徹底をはかるとともに、リサイクルに関する事業者の自主的な取組みを支援し、事業者との適切な役割分担に基づく、事業系ごみの資源化を推進します。</li> <li>・資源回収制度の効果的、効率的な運営に努め、市民、団体、事業者、行政の連携と協力により、地域におけるリサイクル活動の推進をはかります。</li> </ul> |
| <p>②循環型ごみ処理体制の整備</p>   | <p><b>A 収集・運搬体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への負荷の低減や公衆衛生の向上だけでなく、まちの美観や安全性にも配慮し、市民の意見を踏まえた収集体制や分別区分など、ごみ処理サービスの質的強化と市民の満足度の向上に努めます。</li> </ul> <p><b>B 中間処理体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃センターと環境コミュニケーションセンターについては、周辺環境に配慮し、施設の性格や現状に合わせた適切な管理と運営を行うとともに、適正な中間処理体制の確保に努めます。</li> <li>・清掃センター焼却炉の延命化後の将来展望について検討を進め、新たな可燃ごみ処理施設の整備計画を策定します。</li> </ul>  |

### C 最終処分体制

- ・東京たま広域資源循環組合と協力し、焼却灰のエコセメント化事業を推進するとともに、ごみの最終処分量の縮減に取り組み、最終処分場の延命化をはかります。

## 【政策指標】

| 指標名                 | 現状値          | 目標値 (H27)   | 目標値 (H32) |
|---------------------|--------------|---|-----------|
| 家庭系ごみの排出量 (1日1人当たり) | 658 g/人日 ※1  |  | 573 g/人日  |
| 事業系ごみの排出量           | 8,635 t/年 ※1 |  | 5,700 t/年 |
| リサイクル率 (総資源化率)      | 35.7% ※1     |  | 49.0%     |

※1 清掃センター (平成20年度) による。